

第三次環境基本計画「生物多様性の保全のための取組」分野における指標

1. 指標に関する記述（抜粋）

（第二部（重点分野政策プログラム）第6節 「5 取組推進に向けた指標」）

生物多様性は、多くの種が相互に、そして大気や水などの環境要素とも深く関係し合う中で形成されており、その状態を単純に評価できるものではありません。また、生物多様性を変化させる人間活動などの要因とその結果としての生物多様性の状態との関係も極めて複雑であり、その因果関係を解明することは容易ではありません。このような特性から、生物多様性の分野は、元来、定量的な指標になじみにくいことを認識すべきです。

また、生態系・種・遺伝子等の各レベルごとに、要因・状態・対策に関するものを示すなど、一連の指標群としての構造化を図ることが望まれますが、全国的な調査データの整備状況や更新期間等様々な面で問題や限界があり、現時点で構造化された指標群を示すことは困難です。

しかしながら、それらを前提としたうえで、あえて指標を用いることで生物多様性に対する認識を深め、その保全のための取組を進展させることもまた重要な視点です。このため、指標となり得るかどうか、また具体的な数値をどのように評価するかという課題はあるものの、厳密な意味での因果関係や指標の構造化の可否にとらわれることなく、生物多様性保全との間にある程度の関係性がある取組等の中で、データの把握に特別の困難を伴わないものをいくつか取り出して指標として用います。

2. 「生物多様性の保全のための取組」分野における指標

（1）生態系レベルの指標

- ①「自然環境保全基礎調査の植生自然度」
- ②農業分野における「田園自然環境の創造に着手した地域の数」
- ③河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」
- ④河川及び港湾における「失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合」
- ⑤都市域における「水と緑の公的空間確保量」
- ⑥国有林野における「保護林の数（試行的な指標）」

（2）種レベルの指標

- ⑦「脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合」
- ⑧「保護増殖事業計画など種の回復のための計画数」

（3）社会参加という観点も含めた全体的な指標

- ⑨「自然再生推進法に基づく自然再生協議会の数」